

2015年2月23日

環境省北海道地方環境事務所

大雪山パブリックコメント窓口御中

(一般社団法人) 北海道自然保護協会
会長 在田 一則

「大雪山国立公園における登山道のグレードの設定(案)」に関する意見

1. 標記の案に関する全体的な意見

標記案のパブリックコメント実施に対して、まず、過去の経緯を考え合わせて、全体的な問題点を指摘したい。

大雪山国立公園などにおける登山道荒廃に対して、環境省は、平成14(2002)年の「国立・国定公園における登山道のあり方検討報告書」、平成17(2005)年の「大雪山国立公園における登山道整備技術指針」、平成18(2006)年の「大雪山国立公園登山道管理水準と登山の心得」を公表してきた。その後、大雪山国立公園において登山道の荒廃状況や登山者の利用状況が変化したことなどから、上記最後の「大雪山国立公園登山道管理水準と登山の心得」の見直しを進め、今回の標記案を作成した。

標記の案は、登山道の区間毎に異なる自然条件、利用条件を元に、管理者が登山者に提供する、登山体験の程度や、登山者が山行計画の立案や自己責任で行動判断を行う時の目安として定めた「大雪山グレード(利用体験ランク)」と、登山道周辺の植生の脆弱性や登山道の荒廃程度等から、自然植生や登山道等の保全上の課題の程度を定めた「保全対策ランク」の2つから構成され、最終的な目標として「大雪山の山岳環境の次世代への継承・遭難事故の抑制」が掲げられている。

上記の中で、保全対策ランクに関する「保全対策ランクに応じた登山道の整備・管理の実施」では、「大雪山国立公園における登山道整備技術指針と照らし合わせる」と示されている。しかし、この技術指針は、平成17年に策定され、現在改訂作業中であるとも記されており、逆に、今後の技術指針の内容については示されていない。この段階では、「保全対策ランクに応じた登山道の整備・管理の実施」について環境省の新しい考え方が不明であり、その状況において今回の案に意見を述べなければならないことになっている。したがって、標記の案は、全体的な問題点として、本来、改訂された技術指針を同時に示すことができる段階になってから国民の意見を求めるべきである。その理由は、後述するところである。

2. 大雪山グレード(利用体験ランク)に関する意見

安全な山行のために、登山ルートごとの難易度や迷いやすい場所を登山者に明示することは、非常に重要である。その観点から、大雪山グレード(利用体験ランク)を設定して案内板や標識を整備することにはまったく異論がない。

しかし、案文4頁の最初の段落(3~9行)の表現は、非常にわかりにくい。そのため、例えば、「大雪山グレードは、夏山シーズンに利用する登山道を対象とし、大雪山国立公園の利用可能なルート(国立公園計画の路線、その他登山利用の見られる作業道)につい

て、地形・天候等による環境の厳しさ、登山施設の設置状況、行程の長さ、登山道の利用を提供する地域の利用方針及び管理体制といった評価項目から総合的に判断し、5つのランクに当てはめて定めます。このグレードは、登山者に対して、登山の難易度と、自己責任で行動判断する登山の目安を提供します。」と修正するなど、再検討を願う。

また、5頁に図示された「登山Aの点線表示された三川台ルート」についての注、「台地ゲートから三川台のルートは、一般供用された登山道ではありません。所定の手続きをとり、自己責任で利用してください。」との表現は、非常に曖昧である。まず、「所定の手続き」は何を意味するのか、一般向けの登山道でない沢登りルートの利用などと同様な「登山届」で良いのか、具体的な手続きが明記されなければならない。また、登山は、基本的に「自己責任での行動」と考えるので、このコースでのみ「自己責任」を明記することは誤解を招きかねない。

他方、三川台では、最近、野営指定地ではない場所でのキャンプが認められ、このコースでは近年に利用者が増加していると感じられるので、その利用状況を把握することが必要である。その上で、利用が多ければ、このルートを一般供用の登山道と位置付け、ササ刈りなど一定の登山道整備を講じなければならない。それができないのであれば、ヌブントムラウシ温泉から沼ノ原への登山道のように、廃道となったから「非適用」とした登山道と同じ扱いをした方が良い。登山者の安全を考える観点から、曖昧表現は排除すべきと考える。

3. 保全対策ランクに関する意見

すでに1の全体的な意見で触れたように、「大雪山国立公園における登山道整備技術指針」が改訂作業中であり、それが完成していない段階で保全対策ランクに関する意見を述べるには、時期尚早の面がある。他方、平成17年策定の技術指針に基づいて、大雪山国立公園各所で進められてきた環境省による登山道整備・修復工事の実態がある。そのため、案文に示された内容と現在まで進められてきた登山道整備・修復工事の実態を考え合わせ、私たちの目下の意見を述べることにする。

案文9頁に表示された要因1：自然条件（植生）は「脆弱性が高く保全の必要性の高い植生」である風衝草原、雪田草原、高層湿原および裸地の有無によって2つに区分され、要因2：荒廃状況の4つのランクを組み合わせ、保全対策ランクが4段階に設定されている。しかし、この4段階の設定は、要因2：荒廃状況が重視され、要因1：自然条件（植生）が二義的に扱われている。そして、保全対策ランクの説明において荒廃状況が詳しく述べられているのに対して、自然条件に関しては保全対策IIIとIVにおいて「周辺植生の保全必要性が高くない」とだけ記されている。以上の4段階評価が、案文10頁において登山道の区間ごとに適用されている。

以上についてのパブリックコメントが求められているが、案に示された保全対策ランクは、登山道整備の根拠として十分とは考えられず、とくに将来の登山道整備・管理の根拠とされることを考えると、大きな疑問が生じる。

第一に、希少植物種が多く保全の必要性が高い高山植物群落について、用語の修正を求めておきたい。「風衝草原」は、今回示された範囲では、小泉岳を中心とした赤岳・緑岳・北海平・高根ヶ原付近に成立するエゾマメヤナギーエゾオヤマノエンドウ群集に相当する

が、風衝地矮低木群落（ミネズオウ・コメバツガザクラ群集やウラシマツツジ・クロマメノキ群集など）にも風衝草原と同様に多数の希少植物種が生育し、同様に登山道荒廃が認められるので、包括的な群落名である「風衝地植物群落」に修正した方が良い。また、「雪田草原」は、エゾコザクラ・イワイチョウ・ミヤマキンバイなどの草本植物が優勢な植物群落を意味し、上記の雪田草原よりも登山道荒廃が著しい群落であるエゾノツガザクラやアオノツガザクラなどが優勢な雪田矮低木群落を除外するので、包括的に「雪田群落」と修正した方が良い。さらに、「裸地」は、植生生態学的にまったく植物が生育しない場所を意味するので、「高山荒原群落（風衝荒原、雪田荒原など）」と修正すべきである。

第二に、これが大きな論点になるが、保全対策ランクが、登山道を主体としてその荒廃状況を重視しており、生物多様性保全が軽視されている点が大きな問題となる。大雪山国立公園の生物多様性保全を考えるならば、脆弱な植物群落だけではなく希少種・希少植物種の存在を区間ごとだけではなく区間内の地点ごとに把握しなければならない。その点が、登山道を整備・修復する際に非常に重要な観点になり、登山道を整備・修復すると同時に、周辺の希少植物種や希少な植物群落などの保全につながると考える。

すなわち、9頁の「周辺植生の保全必要性が高くない」との評価は、区間ごとの周辺植生から見た全体的な評価に過ぎず、希少植物種の存在がまったく考慮されていない。そうした保全対策ランクの設定は、生物多様性保全を考えないまま、登山道の整備・修復工事を安易に進行させる考え方になる。具体的には、普通の森林植生がある区間であっても、登山道沿いに極めて希に点在する希少植物が認められるので、それら希少植物の保全を主体として、登山道整備を考えなければならない。高山植生に関しては、雪田矮低木群落に点在するヨコヤマリンドウ、雪田草原や広葉草原（高茎草原）に点在するジンヨウキスミレ、雪田草原から高層湿原にかけて点在するシロウマチドリ、小規模な湿原に点在するミヤマヤチヤナギ、ヤリスゲ、ムセンズゲ、サヤスゲ、コゴメヌカボシ、ミヤマホソコウガイゼキショウなど、希に点在する大雪山の希少種が多数認められる。このように、区間ごとではなく地点ごとに極めて希に生じるが、大雪山国立公園の生物多様性を特徴づける希少植物種が多数挙げられるので、登山道の保全対策では、同時に、生物多様性の保全を満足させなければならない。

10頁に示された登山道の保全対策ランクについて、希少植物種保全の観点から見直すと、以下のことが大きな問題となる。まず、登山道の荒廃が顕著であるためランク I（保全上の課題が極めて大きい区間）とされた旭岳・熊ヶ岳・間宮岳の区間と北海平・白雲岳の区間は、設定されたランクを根拠に登山道の整備・修復工事が早々に進められていくと想定されるが、これらの区間では極めて希な希少植物種が多く認められることから、荒廃を止める工事を考える前に、希少植物種保全を主眼とした整備・修復工事の具体的方法を慎重に検討しなければならない。他方、登山道の荒廃状況が著しくないためランク III（保全上の課題が中程度の区間）または IV（保全上の課題が顕著でない区間）とされた高根ヶ原から忠別岳、五色岳から化雲岳そしてトムラウシ山、沼ノ原から五色岳のそれぞれの区間は、早々には登山道の整備・修復工事が行われないと想定されるが、これらの区間でも極めて希な希少植物種が多く認められることから、現状のままに放置すべきではなく、登山道周辺において希少植物種の把握に基づいた緻密な保全対策を講じなければならない。ただし、その対策は、必ずしも大がかりな工事ではなく、希少植物種の生育地を避けるよ

うな登山道の一部切り替えなどの小規模かつ緻密な対策も考えられる。ちなみに、高根ヶ原から忠別岳の区間において保全ランクⅡ（保全上の課題が大きい区間）と細分された部分があるが、ここは希少植物種の保全の観点からは最高レベルで評価されるべき細分区間であるので、その点で生物多様性の保全対策を最高レベルにしなければならない。以上の区間では、小規模な高層湿原、雪田草原などにとりわけ希少な植物種が点在するので、それぞれにおいて希少植物種を主体とした緻密な保全対策を講じることが肝要である。

従来の登山道整備や木道敷設において、上記のような希少植物種の生育を無視した事例が少なくない。極めて希少な植物種の保全のために、登山道を多少とも切り替えるなど、登山道に関して緻密な対策が必要である。したがって、登山道の整備や修復工事を考える前に、登山道沿いに生じる希少植物種の分布・生育状態を緻密に把握し、それらに基づいて評価することが大前提になる。登山道を考える際には、周辺の希少植物種や希少植生を主体に考えていただきたい。

第三に、11頁に示された野営指定地における保全対策ランクの設定に関しても、ここまで述べた登山道に関して指摘した問題点がまったく同様に認められるので、再考を求める。

第四に、区間ごとに登山道のグレードを設定して登山道の整備・修復・管理を考えることは、概略的・包括的な現状把握としては肯定されるが、それだけで具体的な方策に結びつけることは短絡的と考える。大雪山の生物多様性保全に重きを置いた登山道のあり方を考えていただきたい。そのためには、要因1：自然条件に脆弱な植物群落だけではなく希少植物種を加え、それらを重視した評価が肝要である。

第五に、大雪山国立公園において過去に大規模に設置された木道に関する問題点を指摘する。裾合平から中岳温泉の区間は、木道が登山道侵食を食い止めないまま、広大な雪田であるため雪圧により折れる、腐朽するなど、相当に破壊された状況にある。この状況は、登山道の荒廃だけではなく、歩行安全と自然景観の面からも大きな問題となる。このように雪田に設置され破壊された木道は、五色岳・化雲岳・ヒサゴ沼の区間にも認められる。

9頁の保全対策ランクの説明では、既存木道について老朽化・破損・荒廃が記され、保全対策ランクⅠ～Ⅲの評価内容に挙げられているが、木道を再設置するのか撤去するのか、木道に関する将来が明記されていない。案文を読む限り、木道の再設置が暗黙の了解であるかのように思われる。しかし、高山環境にある木道は、一般に、雪圧によって破壊されやすい雪田では設置しても耐用年数がかなり短くなり、木道設置・破壊・再設置のイタチゴッコが想定される。また、風衝地では木道の効果が不明確であるので、化雲岳・トムラウシ山間のような風衝地に設置された木道は撤去すべきと考えられる。このように、木道は、雪田と風衝地では不必要と考えられ、他方、踏みつけに弱い高層湿原植生においてはその効果が大きいことが知られている。

さらに、五色ヶ原・五色岳の区間における木道では、木道がチシマザサに被われて登山道が不明瞭になる場所があり、しかも傾斜がある木道が降雨時に滑りやすく、木道上の歩行安全の問題点を指摘できる。この場合、木道の撤去も考えられるが、木道補修や木道周辺のササ刈りなどの普段の管理体制についても、十分に考慮されなければならない。

したがって、登山道に関する立案では、登山道の荒廃と安全歩行を主眼とした対策においても、木道に関する将来のあり方と木道に代わる方策の有無について、十分な論議と検討を行い、それらを踏まえた案が明示されなければならない。

4. 登山道整備と自然景観の保護に関する意見

案文4頁において、大雪山グレード（利用体験ランク）において登山A～Cでは「自然度の維持」、登山Dと探勝路については「一定の歩行の快適性」が示されている。

第一に、後者の「一定の歩行の快適性」に関する登山道整備に関して、1つの大きな注文がある。それは、探勝路であっても、自然公園法の大きな目的とされる「自然景観の保護」に抵触しない登山道整備が求められるからである。

5頁において登山Dと図示された姿見の池から裾合平へのルート、そして探勝路とされた姿見の池付近では、過去から登山道の修復が進められてきた。前者の登山道整備では、河川環境にしかない「円礫」が多数使用されており、大雪山高山帯の自然環境に認められない物質であるため、大きな違和感が生じる。また、後者ではコンクリート階段が設けられ、その隙間に人里植物のススメノカタビラや帰化植物のセイヨウタンポポが生育しており、これもまた高山環境にはなじまない人工物・移入物である。私たちは多くの観光客が訪れる場において「一定の歩行の快適性」を否定するものではないが、「自然景観の保護」は決して忘れてはいけない観点であることを強調したい。

第二に、「自然度の維持」が求められる登山路Cについても、実際の登山道整備・修復工事の実態から問題提起をしたい。裾合平分岐を過ぎた中岳温泉から中岳分岐、間宮岳までの登山道において、2014年に進められた修復工事を観察したが、侵食を食い止めるため蛇籠などに使用された「礫」が周辺に認められる火山礫ではなく山麓の河川などからヘリコプターで運ばれたものであり、相当に大きな違和感が生じた。また、侵食された急斜面に木柵が打ち込まれており、登山道の荒廃を食い止めるためと言っても、自然景観の保護から違和感が生じ、さらに凍結融解が顕著な高山風衝地においてそのような人工物がどの程度の期間維持されるのか、イタチゴッコになる無駄な工事、過剰な工事ではないか、そのような大きな疑念が生じた。逆に、中岳温泉から中岳分岐、間宮岳付近では登山道に散在する礫を現地調達するだけの、手作りの修復工事を工夫できないものか、そのような思いが生じた。また、前項で述べた「木道の設置」もまた自然景観保護の観点から十分な検討が必要である。すなわち、登山道の荒廃に対して「自然度の維持」を求める区間においては、人為的にどの程度まで修復・整備するのが良いのか、議論の余地が大きいと思う。

このように、現在まで進められてきた登山道整備の実態を考えると、今回の案は、「大雪山の山岳環境の次世代への継承」に結びつくとは決して言えない。技術指針が具体的かつ詳細に作成された段階で、案を作成しなおし、改めて国民の意見を聞くべきと考える。